

亀山市告示第121号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、平成24年3月30日付け亀山市告示第97号で定めた特定工場等において発生する振動の規制基準の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年5月29日

亀山市長 櫻井義之

告示中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。